

市第 145 号議案 横浜市交通安全対策会議条例の一部改正について

1 提案理由

交通安全対策基本法の一部改正（平成 25 年 6 月 14 日施行）に伴い、横浜市交通安全対策会議の組織に関する規定の整備を図るため改正します。

2 背景

都道府県交通安全対策会議の委員について、関係行政機関に限定されていたものを地域主権改革の観点から、知事の主体的な判断で多様な分野から任命できるように交通安全対策基本法の一部が改正されました。

この改正に伴い、神奈川県交通安全対策会議条例が一部改正（平成 25 年 10 月 22 日施行）されています。

同基本法では、「市町村交通安全対策会議の組織は、都道府県交通安全対策会議の組織の例に準じて、条例を定める」こととしていることから横浜市交通安全対策会議条例の一部を改正します。

3 改正の主な内容

横浜市交通安全対策会議の委員について、市長の主体的な判断で任命できるように、条例第 3 条第 2 項に「(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者」の 1 号を追加します。

4 施行日

公布の日から施行します。

参考

横浜市交通安全対策会議条例の一部改正案（抜粋）

（委員）

第3条 対策会議は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 横浜市の区域の全部または一部を管轄する国の関係地方行政機関の職員
- (2) 神奈川県知事部局の職員
- (3) 神奈川県警察の警察官
- (4) 神奈川県教育委員会事務局の職員
- (5) 横浜市の職員（第6号及び第7号に掲げる者を除く。）
- (6) 横浜市教育委員会の教育長
- (7) 横浜市消防長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者